

« 住宅リフォーム事業補助金の概要 »

1 目的

住宅のリフォームの促進を図ることにより、町内における住宅の耐久性及び質の向上並びに地域経済の活性化、子育て支援の充実、三世代世帯の同居の推進及び町民の安全かつ安心で快適な生活環境の向上を図るため、既存住宅のリフォームに対して補助金を交付する。

2 補助対象者

- (1) 上市町に居住し住民登録している者、又はリフォーム後に上市町に居住し住民登録する者
- (2) 世帯員に町税の滞納がないこと
- (3) 過去に当該事業の補助金を受給したことがないこと

3 補助対象住宅

- (1) 自ら又はその父母若しくは子が所有し、自らが居住している家屋
- (2) 自らが定住の目的で取得した空き家

4 補助金額

50万円以上のリフォーム対象経費の10パーセント（その額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。ただし、限度額は、10万円とする。なお、三世代同居世帯の限度額は15万円とする。

5 補助要件

- (1) 令和6年4月以降に契約・着工して、令和7年3月31日までに支払いが完了すること
- (2) 住宅関連の工事を業としている業者のうち、町内に本店を有している法人又は町内に住所を有する個人事業者
- (3) 対象工事に要する経費が50万円以上であること

6 対象工事

- (1) 住宅部分の子供部屋、屋内物置部屋、浴室等の増築工事
- (2) 住宅の屋根や外壁の改修、室内の改修、間取り変更
- (3) 住宅の床フローリングの張り替え、畳の取り替え
- (4) 浴室、トイレ、台所等の水廻り改修工事
- (5) 住宅内のバリアフリー工事
- (6) 室内建具、サッシ、玄関戸の取り替え など

7 対象外工事

- (1) 住宅の新築工事
- (2) エアコン、テレビ、洗濯機、蓄熱式暖房機等の家庭用電化製品の購入に要する経費
- (3) 住宅の屋外の電気工事に要する経費
- (4) 電話及びインターネットの配線工事に要する経費
- (5) 住宅の屋外の管工事（下水道接続工事を含む。）に要する経費
- (6) 併用住宅の場合は、店舗部分等の居住の用に供しない部分の工事に要する経費
- (7) 車庫、納屋等の住宅に附属する建物に係る経費
- (8) 門、塀、フェンス、庭、エクステリア等の外構工事に要する経費
- (9) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転につき補償の対象となったものに係る経費
- (10) 規則第3条の規定により補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）自らが施工するものに係る経費
- (11) 賃貸の用に供し、又は供する予定の住宅に係る経費
- (12) リフォーム工事を伴わない住宅の解体工事に要する経費